

2017

Sep, Vol. 179

News Letter

— 目 次 —

The logo for Bral, featuring the letters 'Bral' in a stylized, red, serif font.

Win10、WinServer2016 導入予定の Plaza-i ユーザ様

第四次産業革命！？

身近な AI（人口知能）

Plaza-i 外部データ取込新メニュー

解像度とレスポンス Web デザイン

Plaza-i ユーザ定義コード

最新の Plaza-i バージョン情報

仮想通貨に係る消費税の課税関係

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

〒140-0002 東京都品川区東品川 1-2-5 リバーサイド品川港南ビル 3 階
株式会社ビジネス・アソシエイツ TEL03-5495-9961 FAX03-5495-9962

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4 階
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

Win10、WinServer2016 導入予定の Plaza-i ユーザ様

Oracle12C へのマイグレーションが必要

Oracle11 以前のバージョンをお使いの Plaza-i ユーザ様でクライアント PC を Windows10 に、もしくはサーバを Windows Server2016 に入れ替えようとお考えの場合、Oracle12C にマイグレーションが必要となります。

本文は 2017 年 8 月に弊社技術サポート部からユーザの皆様にお送りしたお知らせの再掲となります。

WinServer2012+RDS

RDS (Remote Desktop Service) 上で Plaza-i を利用の場合はサーバ側が Windows Server 2012 であれば、クライアント PC が Windows10 でもそのまま利用可能です。Windows Server 2016 への移行時に本文をご確認ください。

12C へのマイグレーションはこれまでと違う

Oracle12C ではこれまでの Standard Edition One と Standard Edition を廃止し、Standard Edition2 (SE2) に統合しました。11g まではライセンス体系が同じだったため、そのままマイグレーションすることができましたが、12C にはそのままでは移行ができなくなります。

SE2 では最低購入ライセンス数が 5 から 10 に引き上げられ、ライセンス料も変更されました。12C にマイグレーションされるユーザ様はその差分をお支払いいただく必要があります。

早めにご相談を

SE2 移行費用については保有ライセンス数、保守更新年月等により異なる上、オラクルの四半期 (Q1: 6-8 月、Q2: 9-11 月、Q3: 12-2 月、Q4: 3-5 月) を跨ぐ見積依頼、注文ができないため、移行時期の決定と決定後の見積依頼、ご発注手続きを早期に行っていただく必要があります。移行計画が立ち上がりましたら早めに弊社技術サポート部にご相談ください。

【お問い合わせ先】

株式会社ビジネス・アソシエイツ

技術サポート部

電話番号：03-5495-9961 (内線 73)

E-mail：bassa@ba-net.co.jp

URL：<https://www.ba-net.co.jp/contact/>

第四次産業革命！？

はじめに

先日、一般社団法人日本情報システム・ユーザ協会(以下、JUAS)主催「JUAS スクエア 2017 未来想創 ～あなたの想いと IT で未来を創ろう」(以下、JUAS スクエア 2017)に参加してきました。「IT」「デジタル」「イノベーション」「働き方改革」等のキーワードで、まさに「強い想いを持って IT で未来を創ろうとしている方々」の講演、プレゼンテーションを目の当たりにして、驚嘆の連続でした。(詳細はこちら <http://juas-event.jp/square/sq2017/>)

この「JUAS スクエア 2017」の背景には、IoT、ビッグデータ、AI、ロボティクス、クラウド、モバイル、…等々、情報通信技術の高度な利活用によるイノベーション(現状課題の改善も含む、大小様々なレベル、領域での“革新”)の可能性、さらに、既に(組織的に)取り組んでいる企業等もある中で、近い将来、企業の事業活動の環境が大きく変革する可能性があり、いわゆる“バズワード”との指摘を恐れずに言えば、「第四次産業革命」「デジタルトランスフォーメーション」があります。

一方、こうした環境変化の中で、新しい課題に取り組み、新しい価値を創造していく人材が(圧倒的に)不足しているということが指摘されており(指摘を待たずにも現実的に直面している企業、組織も多いと思いますが…)、「次世代高度 IT 人材」「IT 融合人材」の育成が必要であるとされています。

本稿では、これらの IT 業界の動向について、情報システム管理者様への情報提供を目的として、関係諸団体、有識者等の報告書等をいくつかご紹介させていただきます。各キーワードについて、すでにご存知でしたら大変恐縮でございます。

いずれの Web ページも 2017 年 9 月 10 日時点となります。

第四次産業革命

「内閣府ホームページ>経済財政政策>白書等(経済財政白書、政界経済の潮流等)>日本経済 2016-2017、第 2 章、第 1 節、第 4 次産業革命のインパクト」平成 29 年 1 月、http://www5.cao.go.jp/keizai3/2016/0117nk/n16_2_1.html

デジタルトランスフォーメーション

独立行政法人情報処理推進機構 IT 人材育成本部「IT 人材白書 2016」概要」2016 年 4 月 27 日、<https://www.ipa.go.jp/files/000052136.pdf>

独立行政法人情報処理推進機構 IT 人材育成本部「IT 人材白書 2017」概要」2017 年 4 月、www.ipa.go.jp/files/000059087.pdf

次世代高度 IT 人材、IT 融合人材

経済産業省商務情報政策局情報処理振興課「産業構造審議会情報経済分科会 人材育成 WG 報告書 一次世代高度 IT 人材像、情報セキュリティ人材、今後の階層別の人材育成」平成 24 年 9 月 14 日、http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/jouhoukeizai/jinzai/pdf/report_001_00.pdf

IT 融合人材育成連絡会共同事務局「IT 融合による価値創造に向けて～IT 融合人材の育成と組織能力の向上～」平成 26 年 3 月 25 日、http://www.itc.or.jp/news/dfiles/20140325_yuugoo_report.pdf

情報処理推進機構ホームページ>IT 人材育成>スキル標準への取り組み>IT 融合人材についての取り組み、http://www.ipa.go.jp/jinzai/hrd/yuugoo_it/index.html

終わりに

2020 年から小学校教育でプログラミング教育が必修化されるそうです。(文部科学省ホームページ、「小学校段階におけるプログラミング教育の在り方について(議論のとりまとめ)」、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/122/attach/1372525.htm)

第 4 次産業革命」の変化を見据え、企業の経済活動のみならず、将来の時代を担う子供たちの学校教育にも変化が起ころうとしています。

本稿を読まれている Plaza-i ユーザ様各位、弊社も含めてですが、日々の日常業務が多忙を極める中、確実にくる環境変化を見据えて、着実に準備を進めておく必要があります。

身近な AI(人口知能)

前回のニュースレターピックアップで AI についてとりあげたのを覚えてますでしょうか？去る 7 月に弊社も出展した「財務・会計 Expo2017」展示会の別エリアでは AI を全面アピールしたブースも多く、世のトレンドを感じました。

AI がいずれ我々の仕事にとって代わる日が来るとか、40 代以上の世代の方はターミネーターのようなものを想像してちょっとした不安や恐怖を覚えたりしませんか？AI とロボットの違いは自ら考えて対応できる力があるかどうか。ロボットが意思をもって勝手に行動されたらまったものじゃない、と思ってしまう。

人口知能といってもその定義はまだ解釈がいろいろのようですが、大きく分けて特化型人口知能 (AGI) と汎用人口知能 (GAI) があるそうです。前者は既に人間の知能を超えているものが多く存在し、有名なところではコンピュータ将棋や掃除ロボット、機械翻訳をはじめ、自動運転自動車なども出てきていますね。一方後者は汎用的な物事に対し、ルールとパターンから自ら学習していく能力が備わっているもの。我々が一番身近に感じられるのは Google の検索エンジンではないでしょうか。間違っても検索ワードを打ち間違えても検索結果は自動的に判別して正しそうな検索ワードでの候補をあげてくれます。少し前の TV ドラマでもまるで日常ツールのように使われた、話しかけると答えてくれるスマホの音声ガイド。これも人口知能開発プロジェクトのひとつとして開発されたアプリケーションソフト。

つい先日、日本にも AI スピーカーが上陸したとニュースになり話題ですね。その家の生活パターンや好みを把握してニュースや音楽を流してくれたりするとのこと。また連携する家電の操作もしてくれるとなると、一気に人口知能ロボットっぽくなってきますね。まだまだ出来ることは限られているようですので、過度の期

待はしない方が良いかもしれませんが、世の中の技術革新はこれからも凄まじい勢いで進んでいくでしょうから、AIがより私たちの身近な存在になる日もそう遠くないかもしれません。そもそも意識しなくても自然に私たちの生活に入り込んでくるのでしょうか。皆がポケベルを使っていた頃、20年後にこのような世の中にはなるとは夢にも思っていませんでした。家庭の中では、特化型人口知能ぐらいの領域で十分だと思ってしまうのは年齢のせいかな…単にイメージが湧かないだけかな…。

個人的には中の食材の在庫を把握して、利用者の好みと生活パターンから、購入しておくべき食材リストを知らせてくれたり、レシピのパターンを出してくれたりする冷蔵庫が欲しいです。。。

Plaza-i 外部データ取込新メニュー

はじめに

Plaza-i は他システムとのデータ連携を可能にすべく、Plaza-i からデータを出力する「外部データ転送」、Plaza-i へデータを受入れる「外部データ取込」機能を有しています。双方、もしくはいずれかだけでもご利用のユーザー様は多いのではないのでしょうか。ジョブスケジュールを併用されている場合もあると思います。今回はこの「外部データ取込」に新たに2つの新メニューが加わりましたのでご紹介させていただきます。

DRS 入出庫依頼外部データ取込

外部データを取り込むことで Plaza-i 入出庫依頼伝票を自動生成します。例えば在庫の受払管理を別システムで行っている特定倉庫があるなどの場合、その管理している記録を再度 Plaza-i に手入力するのは二度手間になります。そこで本機能の出番です。CSV やエクセルで必要なデータをご準備いただければ効率よく伝票入力を行なえます。分納にも対応しており、また、作成と同時に在庫指示を自動実行することも可能です。

PUR 発注伝票外部データ取込

外部データを取り込むことで Plaza-i 発注伝

票を自動生成します。Plaza-i は計画発注機能を有しておりますが、例えばフロントエンドの Web システム等独自の（計画）発注機能を扱っているなどの場合、本機能を利用することで効率よく伝票入力を行なえます。作成と同時に発注承認、あるいは発注確認まで自動実行することも可能です。ご利用を検討されたい場合はお気軽に弊社担当者までお問い合わせください。

最後に

私たちは Plaza-i をビジネス・プラットフォームとして位置付けていただき、そしてユーザー様の新たな価値創造と企業競争力強化に貢献していけるようシステムの改良に日々取り組んでいます。最近何か Plaza-i で困ったことはありませんでしたか？ Plaza-i で業務効率を上げるために、何かお手伝い出来ることはありませんか？是非お声をお寄せください。聞かせてください。頂いた情報、ご意見、ご要望に対し、「私たちにできること」をご提案させていただきます。

解像度とレスポンス Web デザイン

1つのページで複数デバイスに対応

ここ 5 年間でスマートフォンやタブレット端末は急速に普及しました。総務省発表の「平成 29 年度 情報通信白書」によると、2016 年度のスマートフォンとタブレット端末の世帯普及率はそれぞれ 71.8%と 34.4%で、5 年前の 2011 年と比較すると約 2.4 倍、4.0 倍に伸びています。この流れに対応し、多くの Web サイトではスマートフォン向けのデザインのサイトが作成されています。

従来の Web サイトも、利用するデバイスによってサイトのデザインを変えることはありませんでした。その多くはモバイル用に全く別のページを作成して個別に公開するものでしたが、現在では 1 つのページを閲覧者のデバイスの画面サイズ、Web ブラウザのサイズに応じて最適化して表示する「レスポンス Web デザイン」という方法が主流になってきています。

「解像度＝画面の大きさ」ではない

さて、システム的な観点でいうと、デバイス別にデザインを変えるためには複数のデバイス

間で共通に測れる基準を用意する必要があります。機種名等で判別できるかもしれませんが、機種は毎年どんどん増えていくので常に手直しが必要となり効率的ではありません。

どのデバイスも画面を表示するためのモニターを持っている（接続している）ので、モニターの解像度（+PC の場合は Web ブラウザの表示幅）を基準に適用するデザインを決定しています。

従来はこの解像度はモニターの大きさにほぼ比例していましたが、2010 年に Apple 社が「Retina ディスプレイ」を発表して以来、従来の同じサイズのモニターと比較して倍以上の高解像度のモニターが続々と登場します。これにより、大きさが全く違うデバイスを比較しているのに小さいデバイスの方が高解像度という逆転現象が発生する事があります。

実際に、筆者がプライベートで利用しているスマートフォンの解像度が 2560×1440、業務に利用している PC のメインモニターの解像度は 1920×1080 です。もちろん実際の大きさはメインモニターの方がはるかに大きいので、大きさと解像度が逆転している事になります。

これだけ見ると解像度ではデバイス別に適したデザインなんて判定できないじゃないか、と思われるかもしれませんが、ただ、実は一般的に使われている解像度とは別の「もう 1 つの解像度」が存在し、システムではそちらを利用して判定を行っているのです。

サイトのデザインは「論理解像度」で変わる

そもそも解像度とは扱う画像の精細さを表す尺度を表した言葉です。その尺度は、よくドットとピクセルといった単位を使って縦×横、という形で表現されます（例：1280×1080 ドット）。ドットとは、ディスプレイ上の物理的な「点」であり、そのディスプレイに対する描画の最小単位です。ピクセルは「画素」とも呼ばれ、コンピュータで画像を扱うときの、色情報を持つ最小の単位です。

従来は 1 ドット=1 ピクセルだったのですが、近年、それまで 1 ドットで表現してきたものを、小さいサイズのドットを 2~3 個利用して表現するディスプレイが出てきました。この 1 つ 1 つのドットは、色情報を描画しているので 1 ピクセルと言えます。PC モニターやスマートフォンなどのスペック表に記載されている解像

度はこちらで、物理解像度とも呼ばれます。

一方で、複数のドットを使って表現された 1 つの色情報の単位も 1 ピクセルと呼ぶことがあります。こちらは論理解像度と呼ばれ、これが「もう 1 つの解像度」の正体になります。物理解像度が大きいディスプレイでも、大きさが小さければ、1 つの色情報に多くのドット数を使う傾向にあり、論理解像度はそれほど大きな数値にならないので、結果としてシステム側も妥当な判定ができるわけです。

同じ「解像度」が違う数値になる事態が起こった背景として、ディスプレイの進化が挙げられます。ドットの大きさがどんどん小さくなっていき、小さいデバイスでもフル HD や 4K の画質が物理的に表現できるようになってきました。但し、その画質をスマートフォンなどの小さなディスプレイにそのまま描画してしまうと、文字や画像が小さすぎて使いづらくなります。

（PC のデスクトップ画面が縮小してそのままスマートフォンに写ったらどうなるか想像してみてください）

そこで、多くなったドットをたくさんの情報を載せるために使うのではなく、1 つ 1 つの情報をよりきれいに、鮮明に表示するために利用するディスプレイが出始め、それらのディスプレイが取った方法が、今まで 1 つのドットで表現していた色の単位を 2×2 や 3×3 のドットで表現する方式であったため、このような事象が発生する事になりました。

おわりに

今回は Web サイトのデザインが変わる仕組みをご紹介します。

実際に論理解像度は製品のスペック表にも記載がなく、ユーザの方々が認識する手段は多くないのですが、「認識しなくても勝手に変わってくれる」というのが重要なのだと考えています。

これを Plaza-i に置き換えると、「一般入力者の方に意識させずにシステムが自動でやってくれる機能」が近いでしょうか。新たな機能を開発する際にも、「意識させない事」を少しでも増やせるよう取り組んでいきたいと思います。

Plaza-i ユーザ定義コード

はじめに

Plaza-i の伝票やマスターには、ユーザ独自の分析項目を設定することができる「ユーザ定義コード」というフィールドが用意されています。現在、既にご利用のユーザ様も多いのではないのでしょうか。今回は改めて、この「ユーザ定義コード」の使い方を、簡単な事例も混ぜながらご紹介します。

ユーザ定義コードの使い方

Plaza-i の取引データやマスターデータには既に通常想定される十分な分析項目（分析軸）が用意されていますが、独自の分析項目がある場合や、既存の分析項目と組み合わせた分析を行いたいような場合に、この「ユーザ定義コード」を利用します。例えば商品の売上を分析する場合、既存の分析軸である組織・得意先・担当者などと、ユーザ定義コードで定義した、ランク・色・サイズ・売上地区などを掛け合わせて分析を行うことで、得意先別商品ランク別売上や、担当者別売上地区別売上など、既存の分析軸にプラスアルファした形での分析が可能となります。弊社でもユーザ定義を利用した分析を行っておりますが、一例として、SFM 営業管理モジュールや SOE 販売管理モジュールでは、売上タイプマスターのユーザ定義を利用して、営業案件や売上データを、条件合致率というユーザ定義で分析し受注や失注原因を分析することでセールスパイプライン管理に役立てています。また、PRJ プロジェクト管理モジュールでは、各プロジェクトの採算状況を、提供しているソリューション別に分析できるようにするため、プロジェクトマスターのユーザ定義を利用しています。

ユーザ定義コード対応マスター・伝票

今回、簡単な例でユーザ定義コードについて説明してきましたが、現在、ユーザ定義コードの設定に対応している主なマスター・伝票（トランザクション）については以下となります。

モジュール	マスター(トランザクションへの転記可能)	トランザクション
SOE 販売管理	受注(売上)タイプマスター	受注伝票ヘッダ 受注伝票明細
	売上タイプマスター	売上伝票ヘッダ 売上伝票明細
	—	見積伝票ヘッダ 見積伝票明細
PUR 購買管理	—	発注伝票明細 仕入伝票明細
SFM 営業管理	—	営業案件ヘッダ
PRJ プロジェクト管理	プロジェクト登録(プロジェクトマスター)	—
GLS 一般会計	勘定科目マスター	仕訳明細
MST マスター管理	取引先マスター	商品マスターは、売 上明細・仕入明細な どへ転記可能
	従業員マスター	—
	商品マスター	—
THR 顧客管理	個人マスター	個人コンタクト履歴
FAS 固定資産	—	固定資産台帳(自 由定義登録)

まだユーザ定義コードが使われていない場合など、ご利用を検討されたい場合は、お気軽に[弊社 HP](#)までお問い合わせください。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 29 年 9 月 14 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.50.09

仮想通貨に係る消費税の課税関係

平成 29 年税制改正により、仮想通貨（ビットコイン等）に係る消費税の課税関係が見直されましたので解説致します。

(1) 改正の背景

ICT(情報通信技術)の進展等を背景に、近年、インターネット上を通じて電子的に取引される仮想通貨が登場し、外為法上の支払手段には該当しないものの、財貨・サービスの販売、提供などの対価として、現金等に代えて仮想通貨による支払いを受け入れる事業者が増加しているため、仮想通貨に係る消費税の課税関係が見直されました。

(2) 仮想通貨とは

仮想通貨は、インターネットを通じて物品を購入する際の対価の支払等に利用されるものです。

(3) 改正前の制度内容

消費税法上、仮想通貨の譲渡は、非課税対象取引（限定列举）に規定されていないため、課税資産の譲渡等に該当していました。

(4) 改正の内容

資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」といいます。）が改正され、仮想通貨の具体的な定義が明確化されました。

これにより、仮想通貨が支払手段として位置づけられたことに伴い、資金決済法に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税が非課税とされます。

【適用時期】

平成 29 年 7 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

【経過措置】

① 個別対応方式による区分

平成 29 年 7 月 1 日前に譲り受けた仮想通貨について、個別対応方式により仕入税額控除を計算する場合の仕入れ区分は、「課税資産の譲渡等」にのみ要する課税仕入れに該当するものとされます。

② 仕入税額控除の不適用

事業者が、平成 29 年 6 月 30 日に 100 万円（税抜き）以上の仮想通貨（国内において譲り受けたものに限り。）を保有する場合において、同日の仮想通貨の保有数

量が平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間の各日の仮想通貨の保有数量の平均保有数量に対して増加したときは、その増加した部分の課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用が認められないこととなります。

これは、施行日前に仮想通貨を駆け込みで仕入れることが行われ、仮想通貨の市場に大きな影響を及ぼすことを回避するためです。

(6/30の保有数量が平均保有数量を上回る場合)

日付	購入 (円)	売却 (円)	仮想通貨の保有数量	種類別単価
6/1	400,000	0	200	2,000
2	1,200,000	0	600	2,000
3~29	0	0	600	-
30	0	0	600	-

・平均保有数量

$(200 \times 1 \text{日間} + 600 \times 29 \text{日間}) \div 30 \text{日} = 586$

6/30時点の保有数量が平均保有数量を上回るため仕入税額控除の制限対象

・課税仕入れに係る消費税額

$125,760 \text{円} = (1,600,000 \text{円} \times 8\%) - 2,240 \text{円} \ast$

\ast 増加数量 14 (= 600 - 586) に単価 2,000 円を乗じた金額に係る消費税等相当額 2,240 円が課税仕入れに係る消費税額から控除されるため、駆け込みで仕入れた場合は不利になります。

(6/30の保有数量が平均保有数量を下回る場合)

日付	購入 (円)	売却 (円)	仮想通貨の保有数量	種類別単価
6/1	2,000,000	0	1,000	2,000
2~28	0	0	1,000	-
29	0	1,500,000	600	2,000
30	0	0	600	-

・平均保有数量

$(1,000 \times 28 \text{日間} + 600 \times 2 \text{日間}) \div 30 \text{日} = 973$

6/30時点の保有数量が平均保有数量を下回るため仕入税額控除の制限なし

・課税仕入れに係る消費税額

$160,000 \text{円} = 2,000,000 \text{円} \times 8\%$

\ast 経過措置の適用なし

(5) 終わりに

今回の改正により、仮想通貨が支払手段であることが明確化され、国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れが非課税取引とされました。

そのため平成 29 年 6 月 1 日以前及び 7 月 1 以後で消費税の課税区分が異なることになるため、消費税申告書の作成時には注意が必要です。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

< 1. はじめに >

配偶者控除及び配偶者特別控除とは、個人の所得から一定金額を控除する制度をいいます。平成 29 年度税制改正では、納税者の所得金額に区分を設け、これらの所得金額に応じて控除額が逡減するよう改正されました。

< 2. 改正内容 >

(1) 配偶者控除の所得制限

合計所得金額が 1,000 万円を超える納税者は、配偶者控除が適用できなくなります。なお、配偶者特別控除は、従前どおり合計所得金額が 1,000 万円超の場合は適用できません。

(2) 控除額の見直し

① 配偶者控除

改正前は一定額であった控除額が、納税者の合計所得金額を 3 つの範囲 (900 万円以下、900 万円超 950 万円以下、950 万円超 1,000 万円以下) に区分し、この区分に応じて控除額が逡減するようになります。

② 配偶者特別控除

対象となる配偶者の合計所得金額が、「38 万円超 76 万円未満 (給与収入に換算すると 103 万円超 141 万円未満)」から「38 万円超 123 万円以下 (同 103 万円超 201 万円以下)」に拡大されます。

配偶者特別控除も配偶者控除と同様、納税者の合計所得金額を 3 つの範囲 (900 万円以下、900 万円超 950 万円以下、950 万円超 1,000 万円以下) に区分し、この区分に応じて控除額が逡減するようになります。

< 所得税の控除額 >

(単位：万円)

合計所得金額 (給与の収入金額)		納税者					
		超 以下	900 (1,120)	950 (1,170)	1,000 (1,220)	1,000 (1,220)	
配偶者	超	以下					
		38 (103)	配偶者 控除額 (老 人)	38 (48)	26 (32)	13 (16)	0 (0)
	38 (103)	85 (150)	配偶者特別 控除額	38	26	13	0
	85 (150)	90 (155)		36	24	12	
	90 (155)	95 (160)		31	21	11	
	95 (160)	100 (167)		26	18	9	
	100 (167)	105 (175)		21	14	7	
	105 (175)	110 (183)		16	11	6	
	110 (183)	115 (190)		11	8	4	
	115 (190)	120 (197)		6	4	2	
	120 (197)	123 (201)		3	2	1	
123 (201)		0		0	0		

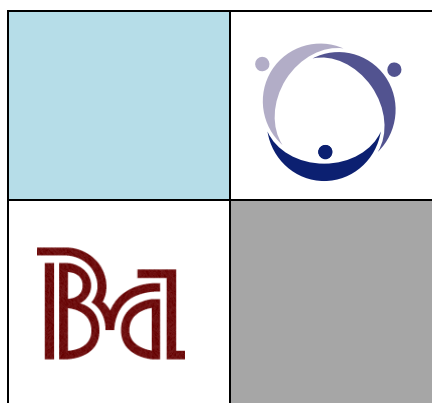
③ 適用時期

平成 30 年分以後の所得税について適用されます。

< 3. 源泉徴収事務への影響 >

配偶者が源泉控除対象配偶者(注)に該当しない場合 (= 配偶者控除又は配偶者特別控除の上限である 38 万円の控除を受けられる見込みがない場合) は、月々の源泉徴収税額の計算上、配偶者を扶養親族等を含めないこととなりますので、ご注意ください。

(注)納税者 (合計所得金額が 900 万円以下のものに限る) の配偶者で、その納税者と生計を一にするもの (青色事業専従者等を除く) のうち、合計所得金額が 85 万円以下である者



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>